

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 号

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則第31項の前の見出し及び同項から附則第33項までを削る。

附則第4号様式から附則第6号様式までを削る。

第62号様式に次の付表を加える。

年 月 日から 年 月 日まで

事		業				税								
摘 要		課 税 標 準 額				税 率				税 額				
		兆	十億	百万	千	円					十億	百万	千	円
更正、決定等によるもの	地方税法第72条の2第1号又は第2号に掲げる事業	所得	所得金額総額											
			年 万円以下の金額				100							
			年 万円を超え 年 万円以下の金額				100							
			年 万円を超える金額				100							
	割	軽減税率不適用法人の 金額				100								
		付加価値額総額												
		付 加 価 値 額				100								
		資本割												
	資本割	資本金等の額総額												
		資 本 金 等 の 額				100								
		収入割												
		収 入 金 額				100								
地方税法第72条の2第1号に掲げる事業	所得割	所得金額総額												
		所 得 金 額				100								
		付加価値額総額												
		付 加 価 値 額				100								
資本割	資本金等の額総額													
	資 本 金 等 の 額				100									
	収入割													
	収 入 金 額				100									
地方税法第72条の2第1号に掲げる事業	付加価値割	付加価値額総額												
		付 加 価 値 額				100								
		資本割												
		資本金等の額				100								
収入割	収入金額総額													
	収 入 金 額				100									
	<b>合 計 事 業 税 額</b>													
	平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額						事業税の特定寄附金 税額控除額							
仮装経理に基づく事業税額の控除額						既に納付の確定した 事業税額								
租税条約の実施に係る 事業税額の控除額						納付すべき(減少(△ 印)する)事業税額								
納△額 付印)内 すす べき(減少 税	地方税法第72条の2 第1項第1号又は第 2号に掲げる事業	所得割					付 加 価 値 割							
		資本割					収 入 割							
	地方税法第72条の2 第1項第3号に掲げる 事業	所得割					付 加 価 値 割							
		資本割					収 入 割							
地方税法第72条の2 第1項第4号に掲げる 事業	付加価値割					付 加 価 値 割								
資本割					収 入 割									
減少する事業税額のうち仮装経 理に基づく繰越控除税額						減少する事業税額の中 に租税条約の実施 に係る繰越控除税額								
<b>特 別 法 人 事 業 税 又 は 地 方 法 人 特 別 税</b>														
摘 要		課 税 標 準 額				税 率				税 額				
		十億	百万	千	円					十億	百万	千	円	
更正、決定等	地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額					100								
	地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額					100								
	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額					100								
	地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額					100								
<b>合 計 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額</b>														
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額						既に納付の確定した 特別法人事業税額 又は地方法人特別税額								
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額						納付すべき(減少(△印) する)特別法人事業税額 又は地方法人特別税額								
減少する特別法人事業税額又は地方法人特別税額のうち仮装経理に基づく繰越控除税額						減少する特別法人事業税額又は地方法人特別税額の中 に租税条約の実施に係る繰越控除税額								
区 分		基 礎 税 額			適 用 率		金 額							
		十億	百万	千円			百円 千 円							
加 算 金					100									
					100									
					100									
重 加 算 金					100									
					100									

備考 この付表は、地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人に対して通知する場合に添付すること。

第63号様式中「〇 額 の 控 除 額 」を「〇 額 の 控 除 額 等」に改め、同様式に次の付表を加える。

付表（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

課 税 標 準 額 の 総 額 等	県民税	(使途秘匿金税額等)	( )	本 県 の 加 算 金 処 理 状 況	不 申 告 加 算 金			
	法人税額 (個別 帰属法人税額)	円	千円		過 少 申 告 加 算 金 対 応 す る 所 得 金 額 等	所得割		円
	所得	年 万円以下の金額	円		1号又は第2号に掲げる事業 地方税法第72条の2第1項第 1号又は第2号に掲げる事業 地方税法第72条の2第1項 第1号又は第2号に掲げる事業 地方税法第72条の2第1項 第1号又は第2号に掲げる事業 地方税法第72条の2第1項 第1号又は第2号に掲げる事業 地方税法第72条の2第1項 第1号又は第2号に掲げる事業 地方税法第72条の2第1項 第1号又は第2号に掲げる事業 地方税法第72条の2第1項 第1号又は第2号に掲げる事業	付加価値割		
	所得	年 万円を超え 年 万円以下の金額				資本割		
	所得	年 万円を超える金額				収入割		
	金額	計又は軽減税率 不適用法人の金額				所得割		
	金額	付加価値額				付加価値割		
	金額	資本金等の額				資本割		
	金額	収入金額				収入割		
	金額	所得金額				付加価値割		
	金額	付加価値額				資本割		
	金額	資本金等の額				収入割		
	金額	収入金額				所得割		
	金額	付加価値額				付加価値割		
	金額	資本金等の額			資本割			
	金額	収入金額			収入割			
	外国の法人税等の額の控除額等	税額控除超過額相当額の加算額の総額						
		道府県民税分						
		市町村民税分						
		法人税割額から控除すべき外国税額の総額						
	道府県民税分							
	市町村民税分							
	(個別)控除対象所得税額等相当額の控除額の総額							
	道府県民税分							
	市町村民税分							
	補正後の従業者数の総数							
	道府県民税分							
	市町村民税分							
加算税	過少申告加算税							
	重加算税							
備考				関係都道府県の事務所等の所在地	事業税分割基準	県民税 分割基準		
				(分割都道府県数 ) 計				

備考 この付表は、地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人の場合に添付すること。

第 65 号様式中「の額の控除額」を「の額の控除額等」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 31 項の前の見出し及び同項から附則第 33 項までを削る改正規定、附則第 4 号様式から附則第 6 号様式までを削る改正規定並びに第 63 号様式の改正規定（「 $\text{〇}$   $\text{〇}$   $\text{〇}$   $\text{〇}$ 」を「 $\text{〇}$   $\text{〇}$   $\text{〇}$   $\text{〇}$ 」に改める部分に限る。）及び第 65 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。